

■ 特定建築物とは？

耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力で避難が困難な方の利用が想定される建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置づけ、耐震診断の実施を義務付けています。また、要緊急安全確認大規模建築物を除く、多数の者が利用する一定規模以上の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けています。

これら「要緊急安全確認大規模建築物」と「特定既存耐震不適格建築物」のうち下表に示す建築物を特定建築物として、耐震化を促進しています。

用 途		特定既存耐震不適格建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 3,000㎡ 以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）			
車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署など公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で規定するもの

令和3年度から耐震化総合相談窓口の
アドバイザー派遣制度が新しくなります！



東京都の

耐震化総合相談窓口

特定建築物※1へアドバイザーを
派遣します！

耐震改修促進法では、特定建築物の所有者は、その建物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

東京都は、特定建築物の耐震化を促進するため、所有者等の皆さまに対して、様々な専門家をアドバイザーとして派遣し、耐震改修等※2への取組を支援します。

- ・建築士 耐震診断や耐震改修工法や建替え等、建物に関するご相談
- ・弁護士 耐震改修のための合意形成、登記等法律に関するご相談
- ・税理士 固定資産税や改修による税の減免制度等、税金に関するご相談
- ・ファイナンシャルプランナー 税金や資金計画、資産運用に関するご相談

※1 特定建築物の用途・規模要件については背表紙をご覧ください
※2 耐震改修等・・・耐震改修、建替え、除却（解体）など



お問合せ先

公益財団法人東京都まちづくりセンター 03-5989-1470

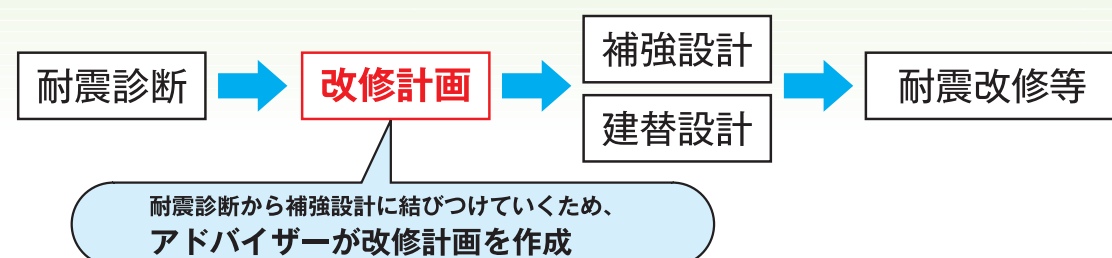
緊急輸送道路沿道建築物と特定建築物の所有者さまを対象に

耐震改修計画案を作成します！

特定緊急輸送道路沿道建築物に加え、**一般緊急輸送道路沿道建築物**と**特定建築物**の所有者さまに対しても、東京都のアドバイザー（建築士）が耐震改修計画案を作成できるようになりました。

耐震診断の結果や所有者さまの意向などを踏まえ、補強設計や建替設計の前段階の検討を行います。

耐震改修工法や費用、工事の影響などを比較検討してご案内します。

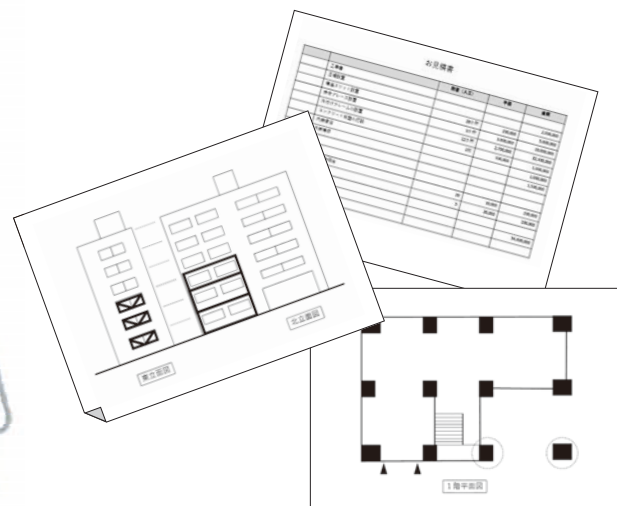
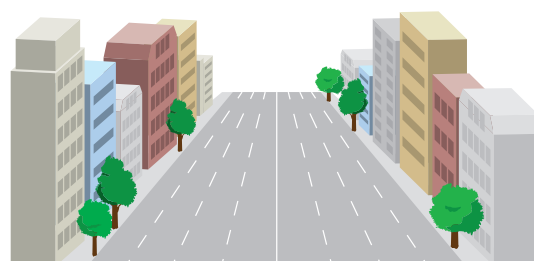


■計画案を作成します。

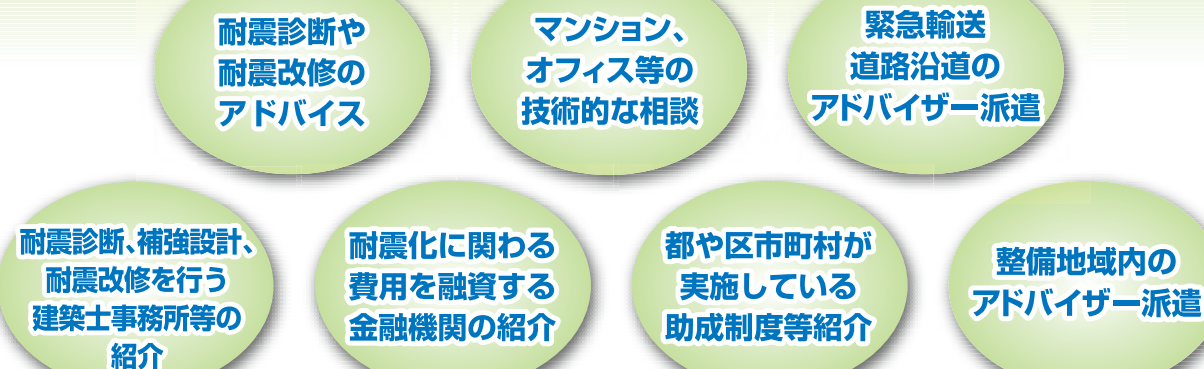
（工法、補強箇所、工事費、助成額自己負担額、工事スケジュール、工事の影響など）

■建替え案のご提案も可能です。

■おおむね3案まで比較検討可能です。



そのほか、総合相談窓口では、様々なご相談にお応えしています！



耐震化総合相談窓口のご案内

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 03-5989-1470

- 相談日** 月～金、第1土曜及び第3日曜（祝日、年末年始は休業）
- 相談時間** 午前9:00～午後5:00、水曜日は午後7:00（受付は、午後6:00まで）
- 相談料** 無料
- 新所在地** 新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 2F,3F
- アクセス** 新宿駅（JR）徒歩約10分、大久保駅（JR）徒歩5分



混雑回避のため、できるだけ電話予約の上お越しくださるようお願いします。

多摩地域の相談窓口

多摩地域の立川と小平に、相談窓口を設置しています。「完全予約制」となりますので、事前に上記の連絡先にお問い合わせください。

東京都立川合同庁舎会議室

毎月第2木曜日（祝日の場合は翌営業日）
午前10時から午後4時まで



東京都小平合同庁舎会議室

毎月第4木曜日（祝日の場合は翌営業日）
午前10時から午後4時まで

